

特記仕様書

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、枚方市上下水道局上下水道部上水道保全課が発注する令和7年度（2025年度）修繕工事跡等舗装本復旧工事の施工に適用する。

第2条 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3条 一般事項

1. 工事は、契約書、設計図書及び仕様書等に基づき施工すること。
2. 施工にあたっては、当該工事に関する諸法令及び枚方市条例、規定等を遵守すること。
3. 本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項については、枚方市上下水道局土木施工管理基準、枚方市上下水道局施工管理基準（管工事編）、大阪広域水道企業団監修の請負工事及び委託必携に準ずるものとする。なお、簡易な工事等は、監督員と協議しその指示をうけること。
4. 受注者は、工事期間中の第3者に及ぼした損害や事故発生の場合には、速やかに監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。
5. 作業時間帯は、昼間は午前9時から午後5時、夜間は午後10時から午前6時を原則とする。ただし、警察及び地元との協議により変更となる事がある。そして、官公庁の休日は作業休止日とする事を原則とするが、作業の都合上、施工時間の変更または休日作業を行う場合は、事前に監督員と協議しなければならない。また、官公庁の休日に作業を行う場合は、事前に監督員の承認を得ること。

第4条 安全管理

1. 道路占用及び道路使用許可を厳守すること。
2. 第3者の安全対策上必要な施設、標識等を設置し、これを維持、管理すること。
3. 安全対策については、車両及び歩行者の通行の誘導整理を行う交通誘導警備員を施工形態により交通誘導員を必要人数配置すること。
4. 工事現場においては、常に危険を認識し、不注意等による事故のないよう努めること。
5. 現場及びその付近は、常に機械、材料等を整理整頓し、清潔を保つこと。

第5条 環境対策

1. 工事により隣接家屋等に影響を及ぼさないよう慎重に施工すること。
2. 工事において建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

第6条 近隣対策

1. 工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。
2. 地元住民関係者等から工事に関する苦情、要望等を受けた場合は、随時監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。

第7条 緊急対策

1. 突発事故や暴風雨その他緊急事態に備え必要な防護処置をとるとともに、昼夜を問わず対応できるよう、人員、機械を手配できる体制をとること。

第8条 地下埋設物等

1. 地下埋設物、架空線等について、事前調査、試掘を行い当該管理者の立会を求めその位置を確認すること。
2. 地下埋設物等に影響を及ぼす可能性があるときは、当該管理者と協議のうえ必要な処置を講じること。
3. 既存の境界杭等については保全に努め、撤去の必要があるときは監督員と協議し、土地所有者との間に紛争等が生じないように受注者の責任において後日復元すること。

第9条 施工体制台帳の作成

1. 受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに提出しなければならない。
2. 受注者は、前項に示す法第24条の7第4項の規定により、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げるとともに提出しなければならない。

第10条 工事カルテ作成、登録

1. 受注者は、工事請負代金額が500万円以上の受注の際、工事实績情報システムに基づき、契約締結後、変更契約締結後、竣工後、10日以内に工事实績情報サービス(CORINS)へ登録し、受領書の写しを監督員に提出しなければならない。

第 1 1 条 産業廃棄物処理

1. 工事における産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」等の関係法令を遵守し、適正な処理、処分及び再生資源としての活用を図ること。
2. 産業廃棄物の運搬場所及び運搬距離は下記のとおりとする。

(a) 発生土	昼間・夜間	堀之内建材(株)	枚方市大峰東町11-3	運搬距離0.7km
(b) 廃路盤材(RC-30)	昼間	田中資材(株)	摂津市烏飼本町2丁目183	運搬距離1.4km
(c) 廃路盤材(RC-30)	夜間	日本道路(株)	高槻市西大樋町135-2	運搬距離9.4km
(d) 水硬性スラグ(HMS-2 5)	昼間	田中資材(株)	摂津市烏飼本町2丁目183	運搬距離1.4km
(e) 水硬性スラグ(HMS-2 5)	夜間	日本道路(株)	高槻市西大樋町135-2	運搬距離9.4km
(f) コンクリート塊	昼間	日本道路(株)	高槻市西大樋町135-2	運搬距離9.4km
(g) コンクリート塊	夜間	日本道路(株)	高槻市西大樋町135-2	運搬距離9.4km
(h) アスファルト塊	昼間	日本道路(株)	高槻市西大樋町135-2	運搬距離9.4km
	昼間	協和道路㈸なにわアスコ	門真市東田町694	運搬距離14.2km
(i) アスファルト塊	夜間	日本道路(株)	高槻市西大樋町135-2	運搬距離9.4km

3. 上記2において、受注者の都合により変更する場合、事前に監督員に承諾を得ること。なお、処分費が当初設計と比較して減額になる場合は実態に合わせて変更し、増額となる場合は変更しない。

第 1 2 条 工事写真関係

1. 写真は、設計書の工種をすべて撮影すること。
2. 写真は、監督員が指示する箇所、頻度及び記録に残す必要のある箇所で撮影すること。

第 1 3 条 その他提出書類関係

1. その他提出書類については、監督員との打ち合わせどおりとする。
2. コア採取については、復旧面積が200㎡以上、小面積の舗装を多数行う様な場合は舗装面積合計数が200㎡以上について、監督員の指示があった場合は1箇所以上必要とする場合がある。

第 1 4 条 環境方針

1. 本市は、環境保全活動の推進と更なる事務の効率化を図ることを目的に、本市の自ら実施する事業所や事務活動について、組織活動や活動内容に適した環境マネジメントシステム「枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)」を構築し、令和3年4月1日より運用を開始する。
業務に際しては、別紙、「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

第 1 5 条 提出書類関係

1. 提出書類は、下記のとおりとする。

	書類名	部数	備考
工事着手前 その都度	建設廃棄物受入承諾書等	1	計画書、経路図、受入承諾書、[処分委託契約書・処分業許可書・収集運搬委託契約書・収集運搬業許可書]の写し
	再生資源利用促進計画書	1	
	工事打合せ簿	1	
	承諾願	1	使用材料等試験成績表
工事完了後 その都度	工事記録写真	1	工事写真アルバム表示・CD-ROM添付
	実施工程表	1	
工事完了後 完成の日 引渡の日	納品材料集計書	1	納品伝票添付
	建設廃棄物処理証明書等	1	実施報告書、処理証明書、マニフェスト(A票、B2票、D票、E票)の写し
	残塊集計書	1	
	再生資源利用促進実施書	1	
	再資源化等報告書	1	
	出来形・品質管理図表	1	
	完成通知書	2	
	引渡書	2	
完成払金請求書	3	請求代金内訳書	

第 1 6 条 設計金額の算定について

設計金額算定に用いる資料等については、下記表のとおりです。なお、工事内容により使用していない資料等もあります。

積算歩掛	令和6年度水道事業実務必携(全国簡易水道協議会) 令和6年度国土交通省土木工事標準積算基準書等(大阪府都市整備部公表の読替え規定を適用)
労務単価	令和6年4月適用公共工事設計労務単価
資材・損料等単価	令和6年11月物価資料 大阪府都市整備部公表単価他
市場単価	令和6年秋号物価資料

設計図書に記載されている「建設機械の機種や資機材(工事目的物を除く)等の名称・規格等」及び「各々の工種ごとに設定した工法」は、この特記仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとします。

第17条 火災保険等について

1. 受注者は工事目的物、工事材料等及び(支給材料を含む。以下同じ。)第3者に与える損害に対し、火災保険、土木工事保険その他の保険に付すること。
2. 受注者は前項の規定により保険契約を締結した時はその証券(写し)を遅延なく発注者に提出すること。
3. 受注者は工事目的物及び工事材料等を1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅延なくその旨を発注者に通知すること。
4. 上記保険等について、被保険者は発注者、受注者及びその全下請人を網羅すること。また、保険金額は請負代金全額(支給材料又は貸与品がある場合には、その金額を加えること。)とし、保険期間は、工事着手日から引渡日とすること。

第18条 その他

1. この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆